

## 役員の公募について

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構は、下記のとおり、役員候補者の公募を行います。

### 記

- 1 公募する役員候補者  
専務理事(常勤) 1名  
常務理事(消費拡大・情報提供・事業開発事業部門)(常勤) 1名  
常務理事(集荷円滑化・もち米需給安定事業部門)(常勤) 1名  

の計3名
- 2 就任日と任期満了日
  - (1) 就任日：令和6年6月の社員総会開催日
  - (2) 任期満了日：令和8年6月開催予定の社員総会開催日
- 3 職務内容等  
別紙「職務内容書」のとおり
- 4 公募の期間  
令和6年4月1日(月)から同年4月30日(火)まで
- 5 応募方法
  - (1) 応募書類
    - ア 履歴書(市販の用紙で可。顔写真(最近3か月以内に撮影したもの)を添付のこと。)  
「職務内容書」の「必要な資格・経験等」のいかんを確認しうるよう、次の事項を詳細に記載してください。  
(ア) 学歴(最終学歴まで)  
(イ) 職歴(法人又は組織名、所属部課名、役職等)  
(ウ) 連絡用の電話番号、携帯電話番号
    - イ 自己アピール文書(A4横書き。1ページ当たり1,200字程度で2枚以内。)  
米穀機構若しくは業界を取り巻く環境についてどのような認識をお持ちかを含め、応募した動機、自らがそのポストに適任であることの理由、就任した場合の抱負等を簡潔に記載してください。
  - (2) 提出方法  
郵送によります(Eメールでの応募は受け付けません。)  
なお、封筒の表に「応募申請書類在中」と記載してください。
  - (3) 提出先  
郵便番号：103-0001  
東京都中央区日本橋小伝馬町15-15  
公益社団法人米穀安定供給確保支援機構 総務部 宛て
  - (4) 提出締め切り  
令和6年4月30日(火)17時必着

- (注) ① 応募者には、選考終了後、結果を連絡します。  
② 応募書類は、返却いたしません。  
③ 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。  
④ 応募書類に記載された個人情報、選考及び連絡の目的のみに使用します。  
⑤ 審査の過程に関するご質問には、一切お答えできません。

## 6 選考方法等

書類審査を経て、有識者で構成する役員候補者選考委員会において役員候補者を選考し、理事会の承認を得て、定時総会の決議に付し、役員に選任します。また、定時総会終了後の理事会において、専務理事及び常務理事を選定します。

## 7 問い合わせ先

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構 総務部  
電話番号 03-4334-2150

以 上

(別 紙)

## 職務内容書

### 1 公益社団法人米穀安定供給確保支援機構（略称「米穀機構」）の概要

(1) 米穀機構は平成16年4月1日、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第8条に定める全国を通じて1個に限る指定法人として設立されました。平成20年に施行された新たな公益法人制度の下、平成25年4月1日には公益社団法人に認定され、現在に至ります。

(2) 米穀機構は、米穀の安定供給の確保に資する売買取引に係る米穀の買受に係る債務の保証及び生産数量目標を上回って生産された米穀を在庫として保有する措置への無利子の資金貸し付け等を実施し、併せて米穀流通の適正化及び円滑化を推進することにより、米穀の安定供給の確保を支援することを目的（定款第3条）としており、以下の事業を行っています。

(ア) 米穀の安定供給の確保に資する売買取引に係る米穀の買受けに係る債務、当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務、その他米穀の安定供給に関する債務の保証

(イ) 無利子資金の貸付け等による過剰米の処理

(ウ) 米穀の需給及び価格の安定に資する取組への助成

(エ) 米穀の需要拡大に資する取組への支援及び広報

(オ) 米穀の需給及び価格動向に関する情報の収集、分析及び提供

(カ) 米穀流通の合理化に関する事業

(キ) その他米穀機構の目的を達成するために必要な事業

### 2 事務所の所在地

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15番15号（食糧会館8F、9F）

### 3 組織

組織図：米穀機構ウェブサイト <https://www.komenet.jp> 「米穀機構のご案内」参照

理事20名（常勤4名非常勤16名）

理事長（非常勤） 1名

副理事長（非常勤） 2名

専務理事（常勤） 1名

常務理事（常勤） 3名

監事4名（非常勤）

会計監査人1名

<運営委員会>

・食糧信用保証委員会（委員15名）・需給安定支援委員会（委員7名）

・もち米需給安定委員会（委員10名）・消費拡大委員会（委員12名）

・情報提供委員会（委員10名）

事務局 31名（含む派遣職員1名 令和6年3月31日現在）

#### 4 公募する役員ポスト及び人数

専務理事 1名

常務理事（消費拡大・情報提供・事業開発事業部門担当）1名

常務理事（集荷円滑化・もち米需給安定事業部門担当）1名

#### 5 任期

2年（再任される場合もあります。）

※令和6年6月定時総会から令和8年6月定時総会まで

#### 6 職務内容

関係法令及び米穀機構定款に基づき、理事として理事会を構成し、機構の業務の執行を決定します。

専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、機構を代表し、その業務を執行します。専務理事は事務局を統括するほか、事案の一部について決裁権者としての権限を有します。

常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、機構の業務を分担執行します。

公募する常務理事（消費拡大・情報提供・事業開発事業部門担当）のうち1名の具体的な担当業務は、上記1米穀機構の概要(2)主な事業内容のうち(エ)から(カ)に掲げる事業にかかわるもので、公益目的事業である米消費拡大事業（ごはん食への理解・認識の向上、機会増大に向けた取組の展開）、情報提供事業（各種情報等の調査、収集、分析及び提供）及びその他の事業である事業開発事業（米穀卸売業者の農業競争力強化支援法に基づく事業再編による設備合理化等に係るリース料等の助成を行う流通合理化推進事業）の推進管理並びに関係省庁、関係団体等との折衝、協議、調整等となります。

また、もう1名の常務理事（集荷円滑化・もち米需給安定事業部門担当）の具体的な担当業務は、上記1米穀機構の概要(2)主な事業内容のうち(イ)及び(ウ)に掲げる事業にかかわるもので、公益目的事業である集荷円滑化対策事業（売り急ぎの防止、米粉等新たな米需要開発事業及び輸出拡大事業に係る取組）及びその他の事業であるもち米需給安定支援対策事業（もち米の需要拡大の推進、もち米に関する情報収集及び提供、基金の管理運営）の推進管理並びに関係省庁、関係団体等との折衝、協議、調整等となります。

なお、業務を執行する理事は、毎事業年度に2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告することが義務付けられています。

#### 7 必要な資格・経験等

(1) 米穀機構の目的及び業務内容等を十分理解するとともに、米穀の生産・流通・消費等に関する十分な知見と相当な期間の実務経験を有すること。

(2) 公益法人の運営、会計、人事・労務管理に関する十分な知識を有すること。

(3) 相当程度の組織規模を有する法人の管理職として、強いリーダーシップと高い対外折衝能力を発揮した実績を有すること又はこれと同等の職務経験を有すること。

(4) 米穀機構は公益法人であることから、その業務実施に当たっては中立性・公平性が強く求められるため、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができるなど公務員と同等以上の倫理観を有すること。

(5) 人格高潔であること。

- (6) 心身ともに健康であり、業務に支障がないこと。
- (7) 原則として、理事の任期満了時において 65 歳以下であること。
- (8) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 65 条に規定されている「役員になることができない者」に該当しないこと。

## 8 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：米穀機構事務所
- (3) 勤務時間：役員であることから勤務時間又は休暇に関する定めはありませんが、月曜日から金曜日まで（土、日休み）の 9 時から 17 時までを原則。
- (4) 報酬等：米穀機構「理事及び監事の報酬等の支給基準に関する規程」による。
- (5) 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（人間ドック）
- (6) その他：米穀機構の諸規程等の定めるところによる。

以 上

## (参 考)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)

(一部抜粋)

(役員の資格等)

第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 削除

三 この法律若しくは会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成 12 年法律第 129 号)第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

2 (略)

3 (略)

第 65 条の 2 成年被後見人が役員に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意)を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

2 被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

3 第 1 項の規定は、保佐人が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 876 条の 4 第 1 項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第 1 項中「成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意)」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

4 成年被後見人又は被保佐人がした役員の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。